はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（３）　無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　委任状を提出しない代理人のした入札
ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額を訂正した入札
カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札
ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ　2以上の意思表示をした入札
コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札に関する条件に違反した入札

（４）　落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。

（５）　最低制限価格
設定しない。

（６）　契約の締結
ア　契約書作成の要否
要
イ　契約の締結期限
落札者決定の日から8日以内とする。

（７）　契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（８）　その他詳細は、入札説明書による。

熊情管公告第2021号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年8月11日

熊本県警察本部長　大　山　憲　司

1　競争入札に付する事項

（１）　借入物品及び数量
熊本県警察POTシステム用機器等50式

（２）　借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。

（３）　借入期間
平成16年10月1日から平成21年9月30日まで

（４）　納入期限
平成16年9月27日（月）

（５）　納入場所
入札説明書及び仕様書による。

（６）　入札方法
ア　入札金額は、賃貸料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。
イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ　入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ　入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2　入札参加資格
（１）　熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
（２）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
（３）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、再生計画認可決定を受けていること。
（４）　入札日において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3　契約条項を示す場所
熊本県警察本部情報管理課電算第一係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号862-8610　熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-381-2048

4　入札手続等
（１）　入札に関する事務を担当する部局の名称
３に記載のとおり
（２）　入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア　交付期間
平成16年8月11日（水）から平成16年8月27日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。
イ　交付場所
３に記載のとおり
（３）　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時
平成16年8月30日（月）午前11時から
イ　場所
熊本県警察本部庁舎4階　OA研修室
（４）　入札書の提出方法
４の（３）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、３に記載の場所に平成16年8月27日（金）午後6時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

6　その他
（１）　入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
（２）　入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を４の（３）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　入札に参加しようとする者が、過去２年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（３）　無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　委任状を提出しない代理人のした入札
ウ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ　記名押印を欠く入札
オ　金額を訂正した入札

カ　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ　明らかに連合によると認められる入札
ク　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ　2以上の意思表示をした入札
コ　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ　その他入札に関する条件に違反した入札

（４）　落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（５）　最低制限価格
設定しない。

（６）　契約の締結
ア　契約書作成の要否
要
イ　契約の締結期限
落札者決定の日から8日以内とする。

（７）　契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア　契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ　契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（８）　その他詳細は、入札説明書による。

熊本県林業労働安全衛生推進会議公告第１号

平成16年度熊本県林業労働安全衛生推進会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年8月11日

熊本県林業労働安全衛生推進会議

１　開催日時
平成16年8月19日（木）
午後1時30分から午後3時30分まで

２　開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館10階林務水産部会議室

３　議題
（１）　平成16年度林業労働災害防止プロジェクト事業の実施状況及び今後の検討について
（２）　林業労働災害の現状について
（３）　関係機関、団体間における情報交換
（４）　その他

４　傍聴者の定員
10人

５　傍聴手続
（１）　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、氏名、住所を記入した上で、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
（２）　傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

６　問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県林業労働安全衛生推進会議事務局（熊本県林務水産部林業振興課組合指導係）
（電話 096-383-1111　内線 5634）

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成16年8月11日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成16年8月11日発行　電話(代)096－286－2221番
古紙配合率100%